

VLSI TECHNOLOGY LLC v. INTEL CORP.事件、上訴番号2022-1906 (CAFC、2023年12月4日)。Lourie 裁判官、Dyk裁判官、Taranto裁判官による審理。テキサス州西部地区地方裁判所(Albright裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

VLSI社は、集積回路内のメモリの最小動作電圧を管理する技術に関する特許を所有している。VLSI社の特許クレームの関連部分は、プロセッサへの電圧供給が閾値を下回った場合に異なる供給電圧を受け取るように構成されたメモリとプロセッサを対象とするものである。具体的には、省電力モードでは、プロセッサに供給される電圧が閾値を下回ると、メモリは専用電源から電圧供給を受けるように切り替わる。VLSI社は、HaswellおよびBroadwellマイクロプロセッサの販売に基づく侵害でIntel社を訴えた。

地方裁判所の陪審員の判決は、Intel社がVLSI社の特許中の主張クレームのすべてを文言通り侵害したと認定した。Intel社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

地方裁判所が、Intel社がVLSI社の特許中の主張クレームを侵害したとする陪審員の認定を支持したことは誤りであったか。否、原判決が確認支持された。

審理内容:

上訴において、CAFCは、Intel社がVLSI社の特許を文言通り侵害したとする陪審員の評決をサポートする実質的な証拠があったと判断した。

Intel社は、自社製品で使用されている「最低動作電圧(minimum operating voltage)」はメモリがデータを保持できる最低電圧ではないため、クレームの限定を満たしていないと主張した。CAFCは、正式事実審理(trial)でのVLSI社の専門家の証言を検討した。その証言では、HaswellおよびBroadwellマイクロプロセッサに関するIntel社のコンポーネント仕様と、「最低動作電圧(minimum operating voltage)」とされる設定(「電圧1」)がコンポーネント仕様で「最悪の場合の保持率(worst case retention voltage)」として言及されているという事実が論じられていた。Intel社は、自社の専門家証人によって提示されたように、電圧1よりも低い異なる電圧(「電圧2」)でIntel社の製品のメモリは動作可能であり、データを保持しているため、この証拠は実質的な証拠にはならないと主張した。しかし、CAFCは、Intel社の専門家の証言は、異なる動作温度での電圧1と電圧2の測定に基づいていると判断した。同じ温度で測定した場合、実際には電圧1が「最低動作電圧(minimum operating voltage)」になる。従って、陪審員の評決は不当なものではなかった。

また、Intel社は、クレームに記載の「いつ(when)」の限定では、プロセッサの電圧使用量が最小動作電圧を下回った場合にメモリの電圧を切り替えるトリガーにする必要があると主張した。CAFCは、これはクレームの解釈に関する議論であり、フレーズが解釈されない場合、クレーム要素の唯一の理に適った見解に反しない限り、裁判所は陪審員に委ねるべきであると判断した。ここで、「いつ(when)」とは単に「その時点で(at the time that)」という意味となり得る。実際、Intel社の製品は、プロセッサの電圧がオフになるときに、より低い電圧でメモリを供給する。